

Title	色川三中編纂『常総遺文』の構造(下)
Sub Title	Irokawa Minaka's "Jyosouibun" (2)
Author	盛本, 昌広(Morimoto, Masahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.29(253)- 60(284)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

色川三中編纂『常総遺文』の構造（下）

盛本昌広

2 田制史研究と検地帳の収集

三中の史料収集には様々な目的があったが、その一つに三中が精力を注いでいた田制史研究のための収集がある。三中の田制史研究に関しては、中井信彦氏はその思想的背景、当時の社会状況との関係、長島尉信との確執などを明らかにし、その著書『色川三中の研究 学問と思想編』に三中の田制史研究の集大成である『田令図解抄』を収録している。『常総遺文』には田制史研究の基礎史料となる検地帳が収録され、各々に田制史に関する考察が注記として加えられている。

卷一収録の三蔵村検地帳の注記には「三中按、此書天正十九年ノコトナリ畝ヲ以テ田数ヲ記セリ、オモフニ文禄三年ニ改シトキ天正ノ繩入ノマ、ヲ座敷ノ上ニテ算計

セシ故ニ、ナホ此時ノ年号ニシタ、メタルナルヘシ、末ニ大繩ニモ除候間云々の文ニテモシルベシ、大繩トハ天正ノ繩ヲサシテイハスシテ何ソヤ、此卷ノ下ニ写ニ出セル下総高田村ノ天正十九年辛卯十月三日トアル帳モ同ク畝ヲ以テ記シタリ、皆同シコ、ロナリ、又香取大禰宜帳、天正帳トアリテ文禄ヨリ書入タルニテ明ナリ、ソレモ文禄ト云コトハシルサス、天正帳ノマ、ヲ用タルニテ明ニシラル、ナリ」とある。

三中は天正十九年（一五九二）の検地帳に畝の単位が記されていることに疑問を抱き、文禄年間に再検地が行われた際に天正十九年の面積を換算して、畝の単位に直したと推測していて、畝の単位が文禄年間に公式に使用されたと認識していた。だが、徳川氏による下総における天正十九年の検地では面積の単位として既に畝の単位

が使用されていて、⁽¹⁾三中の認識は必しも正しくない。とは言え、この認識は『常陸遺文』編纂以前から多くの検地帳を収集し、その分析を行っていたことに基づいている。

同じ巻一収録の高田村水帳の注記には「三中按、此高田村水帳天正十九年ニシテナホ畝と云コトアリ、オモフニ是ハ天正ノ帳ニ文禄三年ニ書入ヲシテ」とあり、同様の認識が開陳されている。また、注記の香取大禰宜帳とは天正十九年二月二七日の「香取郷宮中之屋敷水帳写」を指すが、⁽²⁾この水帳は面積単位として、大半小を使用し、その脇に六割増した面積が畝を使用して書かれている。この脇の書き込みを三中は文禄年間の検地による修正と見なし、文禄の太閤検地が年貢増徴であったという認識の根拠としていた。

三中が収集した検地帳は『続常陸遺文』巻六にも収録されている。この検地帳は表紙に「常陸国信太□ 文禄四□」とあり、面積単位は畝となっている。名請人に龍泉寺の名があるが、龍泉寺は土浦町内にある寺院なので、この検地帳は土浦村を対象としたものである。天正十八年以降、土浦領は結城秀康に与えられたが、文禄三・四年に土浦をはじめとする信太郡内の村では結城氏家臣や

大久保十兵衛の手により検地が行われた。⁽³⁾これらの検地は徳川検地の方針に添ったもので、畝を使用している。

『続常陸遺文』巻七には、寛永六年(一六二九)十月の「常陸国信太庄土浦村之内東崎之帳」と「土浦東崎荒開之帳」も収録され、近世の検地帳も三中は積極的に収集していた。また、三中が黒船情報を記した『片葉雜記』の嘉永六年八月八日条には「九ツ過時長島氏へ行、古水帳写す、一学同道同じ書写」とあり、天正年間の東崎検地帳を筆写している。⁽⁴⁾

こうして収集した検地帳の分析により、三中は『田令図解抄』(安政三年完成、三中の口述を門人が編集)で「天正ニハ田令ノ三百六十歩ノ一段ヲ六十歩削リテ三百歩ヲ一段トセル故ニ田令ノ一町ノ地分リテ三百歩ツツ十二トナレリ、此ヲ名ツケテ一町二段ト云フ、町段ノ名ハ古法ニ依リテ其歩積ハ減少セル也〔此時之歩法ハ猶田令ノ古法ニ従ヘリ〕文禄ニ至リテ田令ノ法ヲ破リテ、曲尺六尺五寸ヲ一步トシ此三十段ヲ一畝ト云ヒ、十畝ヲ一段ト云ヒ、十段ヲ一町ト云ヒテ、又高ト云フ事、皆此時ニ起レリ〔此等ノコトハ当時ノ古文書ニ甚彰明也〕」と述べ、文禄検地が律令の田令の原則を破り、歩の面積を変更し、さらに畝の単位を使用する画期的なものであった

ことを認識していた。

こうした大局的な田制史上の変化とは別に、検地帳などに見られる田制や度量衡に関する言葉にも三中は関心を抱いていた。『常総遺文』には注意すべき言葉を上部に書き抜いてあり、巻七の沼森村検地帳には「かふつ田」、「むまの年かし日記」には「大枘」「京判」とある。

「大枘」「京判」は升の種類を示すが、どのような升を使用するかは年貢の収取量と密接な関係にあり、領主による年貢増徴に批判的であった三中にとって見過ごせないことであった。また、巻五の中山法華経寺文書には「本錢返」「徳政」とあり、売却した土地が持主に戻される行為にも興味を持っていたことが窺える。近世の村落では土地の質流れが頻発していたが、これは村落の荒廃に直結する事態であり、それを防ぐ方法として、三中は「本錢返」「徳政」という中世的慣行に注目したのではないだろうか。

注

- (1) 堀江俊次・川名登「下総における近世初期徳川検地について」(『社会経済史学』二八巻三号 一九六三年)
- (2) 『千葉県歴史資料編 中世2』香取大禰宜文書五三三号。

- (3) 山田哲好「常陸国における太閤検地の実態」(『史料館紀要』第一〇号 一九七八年)は常陸国の太閤検地の分析を行っている。
- (4) 中井信彦『色川三中の研究 学問と思想編』巻末の表

3 赤松家(古沢家)文書の構造

三中を含めて『常総遺文』の筆写者は各家や寺社が所蔵している史料をすべて筆写したわけではなく、特定の史料を選び出して筆写していた。選別の基準は田制史研究や地誌編纂など三中の関心に寄与する史料を中心とし、筆写者はこうした三中の関心を了解した上で、筆写を行ったのである。一方、家や寺社には多くの史料が集積されるが、史料は内容や使用頻度に基づいて整理され、ある場合には廃棄されることもあった。また、特定の目的で積極的に別の家や寺社にある史料を収集したり、旧記や覚書のような著述を行うこともあった。こうした所蔵者による整理や収集の在り方が筆写者の史料選別にも影響を与えていたと考えられる。要するに、『常総遺文』収録の史料は所蔵者や筆写者による二重の選別や整理の帰結であったのである。

本章では『常総遺文』巻七・八収録の赤松家文書の内

容、さらに所蔵者や筆写者（大久保真菅）双方が行った選別や収集の内実を明らかにして、赤松家文書全体の構造を読み取りたい。赤松家は川尻村（茨城県下妻市）在住の中世以来の由緒を誇る家である。収録史料は多岐に及ぶが、内容的には①貸借証文、②古河公方関係文書、③多賀谷氏関係文書、④赤松家が収集・作成した史料に分類できる。

①の貸借証文とは、近世初頭に川尻村近隣の百姓が古沢氏から借金をした際に差し出した借用証文で、近世初頭の古沢家の性格を示す文書群と言⁽¹⁾える。この借用証文は古沢家が近隣の村落の人々へ資金を融通する存在であったことを示している。古沢家が卓越した資金力を持っていた理由は明確ではないが、戦国時代以来、川尻村での田畑経営により資産を蓄積していたと思われる。一方、貸借の関係が広範囲に及んでいた点も注目されるが、戦国時代の関東の村落でも同様の事例が見られる⁽²⁾。

これらの文書を真菅が筆写したのは、いかなる理由に基づくのだろうか。この点に関しては『常総遺文』の赤松家文書に三中が附した頭注が参考になる。頭注は「江戸壱分割利足京せん卅五文按三文子歟」「女十五季金三両貳分トビタ四百文」「馬壱疋代壱両貳分」などとあ

り、三中は貨幣の種類、利率、貸借条件、売却代金などに関心を寄せていた。これらは商人として関心を抱く対象であり、真菅の筆写もそうした三中の意識を汲み取ったものと思われる。

②の古河公方関係文書は赤松家が古河公方と関係があったことを示すものである。古河公方が発給した文書は二通あり、うち一通は次の文書である。

初鯉進上御悦喜候、謹言

八月廿八日 (花押影)

赤松入道高海へ

赤松高海が初鯉を献上したことに對する足利晴氏の礼状である。戦国時代の関東では古河公方中心の贈答儀礼が存在し、各地の領主により献上が行われていた。赤松家は川尻村の裾を流れる鬼怒川を組上する鯉を献上し、古河公方と関係を結んでいたが、この種の文書は一点しか赤松家には存在せず、以後も献上が継続されていたかは不明である。だが、晴氏書状の後には次のような注記が書かれている。

永禄元年晴氏公御嫡子義氏鶴岡八幡宮御社參御下向
之後、奉賀之鯉ヲ献上ス、此例ニテ公方ノ後古河ノ
御鎮守御代々鯉上ケ来リ、只今古河離候ても川尻御

地頭御直ノ御代官江上ケ申候、

三中の注記は一般に朱で書かれるが、この注記は黒なので三中ではなく赤松家による注記と思われ、赤松氏は晴氏の嫡子義氏が鶴岡八幡宮社参を行った際にも奉賀として鮭を献上し、その後も古河の鎮守に献上していたことが述べられている。「只今古河離候ても」とは古河公方が古河を去って喜連川に移ったことを意味するが、これ以後は川尻村の領主に対して献上を継続したという⁽³⁾。この記述は赤松家が献上先を変更しつつも献上行為を継続することで、古河公方に関する由緒を再生産し、地域社会の中で特別な位置を保持しようと図っていたことを示すと思われる。

こうした献上行為とは別に、主従関係の存在を示すのは知行充行であり、その事実を示す知行充行状は大切に保存されていた。赤松家文書には足利高基が高海に「上幸島庄之内泉田郷」を充行った文書が存在し、高海が古河公方の家臣であったことを示しているが、古河公方の充行状は一点のみであり、古河公方との関係が継続していたとは言いがたい。古河公方発給文書以外に赤松家の由緒を示すものとして、後々にも利用されたのが次の文書である。

今度小田原衆諸口江取懸候処ニ、於古沢表以其方

走廻御悦喜候者也

元龜二

(花押)

五月廿五日

赤松美へ

この文書には「表ニ佐竹義久トアリ、又義重トアリ、イカ、」という三中の注記があり、花押の主は明確ではなかった。花押形は佐竹義重に似ているが少し異なり、義重のものとは断言できない。また、「御悦喜候者也」といった書留文言は古河公方などが使用する尊大な表現であり、義重はこの種の文言を使用していないので、この文書には疑問がある⁽⁴⁾。しかも、佐竹氏など反北条方は北条軍を南衆と呼ぶのが一般的であり、「小田原衆」という文言は不自然である。しかし、後述するように、この文書は既に近世初頭には存在し、赤松から古沢に改名した契機を示す文書として受けとめられていた。実際の内容は古沢(下妻市)で後北条氏と戦った際の感状であり、改名の事実を示すものではない。とは言え、前述の貸借証文の宛名から、赤松氏が近世初頭には古沢氏を名乗っていたことは事実である。改名を最初に確認できるのが次の文書である。

村岡之内古沢伊豆守本所六貫文之所、宛行之候、
騎羅静一騎之奉公無如在可仕之者也

文禄四年

七月十五日 三経(花押)

古沢周防守殿

多賀谷三経が古沢周防守に古沢伊豆守の旧領六貫文の地を充行つたものである。古沢周防守や伊豆守と赤松美濃守との関係は明確ではないが、文禄四年以前に赤松氏は古沢氏に改名していた。また、この文書は古沢氏が多賀谷氏の家臣となっていたことを示している。多賀谷氏は戦国時代には下妻に本拠を構えた地域的領主として自立を果たし、下妻周辺の家臣に知行充行状や官途状など多くの文書を発給していた。この文書の発給以後、赤松家には多賀谷氏関係文書が集積されていくが、それは多賀谷氏自体の動向と密接に関係している。

戦国末期の多賀谷氏の当主は三経の父重経であったが、三経は天正十七年(一五八九)に父の命に背いて島城に移り、翌年には大田城(八千代町)を築いて本拠としたが、秀吉の命により結城秀康の与力とされた。関が原合戦後、三経は秀康に従って越前に移り、三万石を与えられ、その跡は子泰経が継ぎ、子孫は越前藩士となった。⁵⁾

一方、重経は天正十八年の小田原攻めの際に秀吉に人質を提出し、⁶⁾下妻城主としての地位を安堵されたが、佐竹義宣の与力とされた。ところが、文禄元年(一五九二)十月、重経は病気を理由に名護屋へ参陣しなかったため、秀吉の怒りを買ひ、金子千百三十三枚の献上と上洛を命じられた。⁷⁾この結末は明らかではないが、重経は秀吉に疎まれたと思われ、慶長三年(一五九八)には佐竹義重の四男宣家を養子にとり、家督を譲った。関が原合戦後、宣家は佐竹氏に従って秋田に移ったが、重経は浪人して江戸や京で過ごし、元和四年(一六一八)に彦根で死去したという。宣家は戸村義国の子隆経を養子として家督を譲り、子孫は秋田藩士として続いた。⁸⁾

このように、文禄四年には既に多賀谷氏は分裂していて、古沢氏は三経の家臣となっていた。だが、三経が越前に移った際には従わず、川尻に留まり帰農したが、浪人中の重経と交流があった。卷七には重経が古沢新衛門に送った三通の書状が収録され、「多賀谷修理大夫重経、下妻没落浪人中ノ状三通」という注記がある。この三通の後には重経の関が原合戦後の境遇に関する注記があり、重経は由利郡で五万石を与えられたが、佐竹氏の元で禄を与えられるのを不満に思い、江戸へ上り井伊直政を

頼つて徳川氏から直接知行を与えられたいと願つたが、叶えられず浪人したことなどが書かれている。この注記は黒で書かれているので、赤松家の当主が記したものを眞菅が筆写したと見られる。

二月八日付の重経書状は下妻にいる「国替之時分欠落候女子」の返却を古沢新衛門尉に依頼したものである。重経が秋田に移つた際に召し使つていた女子が逃亡していたのだろう。書状には「便舟之時分、爰元舟町迄拔越候へと、自御台御頼候」とあり、重経は下妻から舟で行ける場所で、舟町という所から古沢氏に書状を出したと思われる。

十月五日付の書状は二通あり、共に古沢新衛門・川澄因獄充のもので、一通は重経の印判が捺され、もう一通は花押が据えられているが、内容から判断して同じ年のものである。前者では重経は富田氏が武具や道具を奪つたり、小者の路錢を着服したことを非難し、それらを返却させるための協力を両者に依頼している。富田氏は元々は多賀谷氏の家臣であったが、国替の混乱の際に多賀谷氏の財産を略奪したと思われる。このことが問題にされたのは、重経が経済的に困窮していたためであろう。書状には「一足も供せず富田を御出立着居候、此代物も

返し候様ニ念願候、乞食之身ニ成候人ニも、壹錢半錢成共、勸進結縁のためニ可然候」、「只今ハ其乞食ニも、我等或ハおとり事ニ候」とあり、重経は自らを乞食になぞらえて、古沢氏ら旧臣からの送金を懇願している。

もう一通は重経の判物が偽造された事件に関するものである。書状には「今泉東定候哉覽申者、今泉之不動之別当ニ成候事、我等式儘ニ判を致由、跡々之御代官之方へも申かすめ候由、及聞候」とあり、今泉東定が重経の判を偽造して、代官を騙して今泉村（下妻市）の不動の別当になつたことを重経は聞いていた。ちょうどその時に東定が重経の元に來たので、重経は「判見せ候得、我等者不覚候、自然うそに申二付ハ、判之義成ハ余物に不似大事之物ニ不拔者不拔との書物仕候へとも」と述べたところ、東定は逃亡した。この行為に関して、重経は「作判似判之迷惑一凶迄之事候」と不快感を示し、對抗措置を古沢・川澄氏に依頼している。偽文書を作成されることは、領主にとって自分の存在価値を侵犯されることであり、浪人中とは言え重経には許し難いことであつた。

このように、重経は領主としての自負を持ちつつ、経済的には旧臣を頼るといふ相反する心情を抱いていた。

一方、旧領では多賀谷氏の權威を否定したり、權威を利用しつつ新たな特權を獲得する活動が行われていた。この時期には地域や村落内部における主導權争いが存在し、重經による旧臣への接觸がその動向に影響を与えることもあったと思われる、古沢家に残る重經の書状はそうした視点から捉えなおす必要がある。こうした旧領主と旧臣との接觸は以後も存在したことが卷七収録の次の文書で判明する。

其方之祖赤松美濃守、元龜二年五月、感状之通於古沢表武功拔群之高名故、被改名字以来、到于今忠功之心探無失念、從重經の預置候文通等五通、此度被差越候段、神妙候、幾久可伝子伝(孫カ)与令大慶候、從先祖持来候勝光脇指遣し候之間、目出度可有所持候、謹言、

天和三

左兵衛

五月十五日

隆經(花押影)

古沢新右衛門殿

多賀谷宣家の養子隆經が古沢氏に送った書状である。

元龜二年の感状とは前述した佐竹義重が発給した文書を指し、この時に赤松から古沢に改名したとされている。ま

た、重經が古沢氏に預置いた文書五通が隆經に返還されたことを感謝し、その礼として「勝光脇指」を遣わすとも述べている。この文書の次には「勝光 御脇差 金二枚」と書かれた下ケ札の写しがあるが、この記載は隆經が脇指に加えて、金二枚を与えていたことを示している。ところで、この五通とはどの文書にあたるのだろうか。重經は所持していた自分宛の文書を古沢氏に預置いたと考えられる。『常総遺文』収録の赤松家文書には、①

(天正十五年) 十二月三日付の豊臣秀吉判物、②(天正十一年) 七月二九日付の豊臣秀吉書状、③二月廿一日付の東義久書状の三通があるが、これらは重經宛なので、⁽¹⁰⁾預置かれていた文書にあたることは確実である。また、『下総古文書類』にも川尻村赤松新右衛門家所蔵文書が収録されているが、その中の正月十日付重經宛の宇都宮国綱書状も預置かれていた文書であろう。⁽¹¹⁾これら五通が隆經に返却されたのにもかかわらず、幕末に眞菅によって筆写されているので、古沢家では文書を返却する際に写しを作成していたことになる。

この天和三年(一六八三)の段階で隆經と古沢氏が接觸を持った理由は明らかではないが、隆經は本来は自家に所属すべき文書を取り戻したいと思っただけではないだ

ろうか。秋田藩では寛文年間に家中の幕紋や系図の調査が行われ、天和三年の直後の元禄年間には佐竹家譜編纂の目的で、家臣から古文書を書上させている。⁽¹²⁾ こうした状況が隆経に自家所蔵の文書への関心呼び起こし、文書の収集へと向かわせたと思われる。一方、古沢氏と多賀谷氏の関係は重経の死によって、一旦は途切れたが、古沢氏にはその関係を復活させたいという意思があり、両者の思惑が一致したのではないだろうか。古沢氏は越前藩の多賀谷氏とも接触を持っていたことが巻七収録の文書で判明する。

遠路上候由承候、太儀可申様も無之候、松原事も留主に御座候条者、此方へ被越候て、御尋尤二候、尚期面談候、恐々謹言、

左近

卯月二日

泰経（花押影）

古沢金助殿
進上⁽¹³⁾

古沢金助が「遠路上候」ことを多賀谷泰経が聞き、当方へ来るように勧めたものである。「遠路上候」とは泰経がいる越前に来たことを意味すると思われる。巻七収録の卯月十二日付古新右宛の白井源左衛門重暁書状も内

容から見て、この書状と同時に出されたもので、金助の越前行きの目的の一端が記されている。⁽¹⁴⁾ 書状には「さて金助殿、為御上被成候、替儀無御座候間、少も御氣遣被成間敷候」とあり、金助の越前到着と当方に変わりがないことを告げている。これに続けて「誠ニ去年も両度御状相届申候」と述べていて、古沢新右衛門が昨年二度も書状を越前に出したことがわかる。また、「自然思召様ニ事すミ候者、貴様も御上御奉公可被成候、とかく拙者其表罷下御相談可申候」ともあり、新右衛門に奉公を勧め、その件に関して白井氏が下妻に下って相談に乗ると述べている。

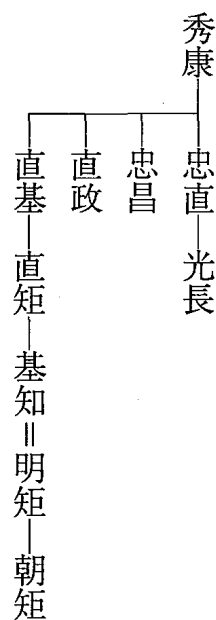
白井重暁は新右衛門と泰経の仲立ちをしているので、泰経の家臣と思われる。多賀谷三経が越前に国替になった後、新右衛門は帰農したが、侍身分への執着はなおもあり、書状を送って泰経と接触して仕官を望み、一族の金助を越前に派遣して、仕官の可能性の有無を内々に打診したのではないだろうか。だが、この試みは実現せず、新右衛門は以後も川尻に留まり百姓身分であり続けた。近世初頭には仕官への道は存在していたが、体制が落ち着くと困難となり、中世には侍身分であったという自負と百姓身分としての現実を整合する必要に迫られる。

これ以後、古沢氏が選択した道の一端が『常総遺文』収録の文書から推測できる。巻七には、「多賀谷氏并御家中過去帳抜書」が収録されている。⁽¹⁵⁾これは高野山法生院谷地藏院所蔵のもので、過去帳記載の死亡年が最も新しいのは寛文七年(一六六七)なので、それ以降に写されたと思われる。過去帳には前半は多賀谷氏一族、後半は多賀谷氏家臣の名が列記され、前半の記載から結城秀康に仕官した多賀谷氏の子孫の動向が判明する。

関が原合戦後に越前一国を領した秀康は、慶長十二年(一六〇七)に死去し、長男忠直が家督を継いだ。乱行のために元和九年(一六二二)に改易された。しかし、忠昌(秀康の次男)が高田から翌寛永元年に越前へ入封し、幕末に到った。⁽¹⁶⁾これに対して、光長(忠直長男)は寛永元年(一六二四)に高田に封じられたが、越後騒動により天和元年(一六八一)に除封されている。また、秀康の四男直基は結城家の名跡を継ぎ、寛永元年に越前勝山三万石に封じられ、以後は越前大野・山形・姫路に転封された。その子直矩は慶安二年に越後村上に転封されたが、寛文七年に姫路に戻り、天和二年に豊後日田へ転封され、その後山形・白河・姫路・前橋を経て、朝矩の時に明和四年(一七六七)に川越に入り、最後は慶応

三年に前橋に移った。

秀康の子孫の系図



このように、秀康の子孫は各地を転々としたが、多賀谷氏も秀康の子孫に従って各地で生涯を終えていた。

「越前福居多賀谷左近殿為菩提、命日寛永十五年六月廿八日」という記載は忠昌の家臣として、福井藩士になった家、「越後糸井川多賀谷喜左衛門殿内儀ノタメ 慶安三年五月廿二日」は光長の家臣として高田藩士となった家、「播州姫路城主松平大和守様御家中多賀谷左近殿為御内方立之 命日寛文九年己酉六月廿五日」の記載は直矩の家臣として姫路藩士になった家があったことを示している。こうして、三経系多賀谷氏は秀康の子孫の家臣として各地に分散した。一方、秋田藩に仕えた多賀谷氏の名は過去帳には見えず、三経系多賀谷氏のみが近世には高野山との関係を保っていたのである。

過去帳には戦国時代から近世初頭に死んだ下妻周辺の多賀谷氏家臣の名も多数掲載されている。これには「下

妻齊藤信濃守殿菩提 慶安九年二月廿二日」とあるように、近世にも官職名を名乗り、一般の百姓身分とは異なる存在であったことを物語っている。しかも、彼らが多賀谷氏一族と同じ過去帳に掲載されることは、多賀谷家中としての一体感を維持することに寄与したと思われる。また、旧臣にとつては多賀谷氏の動向を知る上でも、過去帳の存在は重要であつたらう。

過去帳記載のためには高野山と接触を果たす必要があり、「下妻大関村中山伊賀守為自身立之、慶長九年五月十八日、中山伝兵衛殿登山之時」のように、直接高野山に登る人もいたが、彼らは高野山で多賀谷氏に関する情報を得て、下妻に知らせていたのかもしれない⁽¹⁷⁾。また、彼らが過去帳を筆写して、それを古沢氏が写した可能性もある。いずれにせよ、古沢氏による過去帳の筆写は多賀谷氏に関する史料収集の一環であり、多賀谷氏旧臣としての新たな活動を踏み出す第一歩であつたと思われる。この過去帳の次には古沢新右衛門が、ある人物から寄せられた多賀谷氏系譜に関する疑問に答えた記述が収録されている。まず、結城満義（多賀谷系図では光義）が多賀谷氏の婿になつた点に関する疑問に対しては、多賀谷氏の一族であつた下妻円福寺の五代前の住持の証言を

引いている。住持は多賀谷氏に子供がいなかつたので、結城満広の子三郎（満義）を婿に取り、その時に家老として糟谷・金窪が来て、後に子彦四郎（多賀谷系図では氏家）を儲けたと述べていた。また、新右衛門は今でも多賀谷郷（多賀谷氏の本貫は武蔵国）には糟谷・金窪氏がいることを確かめている⁽¹⁸⁾。

次に満義が結城系図に見えないという疑問に対して、前述の下妻における言い伝えで反論を加え、さらに「結城合戦之草子」にも結城氏朝の弟原三郎が登場する記述を引用して、満義の实在の証拠としている。また、彦四郎が結城彦四郎で多賀谷氏ではないという疑問に対しては、下妻の言い伝えでは多賀谷彦四郎であり、「結城合戦之草子」にも多賀谷彦四郎とあるとしている。

祥永（高経）と祥賀（氏家）が兄弟であるのは不審という疑問に対しては、兄が祥賀、弟が祥永で間違いはなく、「多宝院過去帳并高野山地蔵院筆記」には祥賀・祥英とあると述べている。「高野山地蔵院筆記」とは前述の過去帳を指し、それには「祥賀通誉禪定門」「祥英道祥禪定門」が並んで記されていて、この記述の順番が新右衛門に両者を兄弟と確信させたと思われる。祥永と祥賀の関係は古文書・記録・系図・家譜で食い違いがあり、

実際には明らかではない。

さらに祥永・祥賀の時に新たに多賀谷の名字を与えられた疑問に関して、本来は多賀谷氏は金子氏の次男だが、光義以後は結城・多賀谷・金子いずれも名乗っていたと伝えられていると述べている。また、「大草子」には初めて多賀谷の名字を与えられたとあるが、これは以前からの名乗りを踏まえた措置と推測している。「大草子」とは『鎌倉大草紙』のことで、享徳の乱の時に「結城成朝家人金子祥永・同弟祥賀」が上杉憲忠の首を討ち取り、その功として足利成氏から多賀谷の名字と常陸国での所領を与えられたと書かれている。

最後に尊経の名前と実在年代に関する疑問に対して、高経の高を尊に、氏家の弟を氏家の弟の子と書き誤ったもので、実際には氏家の弟高経が正しいとしている。疑問を寄せた人物は尊経を氏家の弟の子という記述を見ているようだが、これと同様の記述は秋田藩の多賀谷氏が作成した『多賀谷家譜』にあるので、『多賀谷家譜』が常陸に伝わっていたのかもしれない⁽¹⁹⁾。さらに、新右衛門は尊経は重経の最初の名前であり、その証拠として大宝八幡宮の擬宝珠銘に「奉新鑄大宝寺八幡宮 大壇那多賀谷下総守尊経 天正五年丁丑十二月日」とあると述べ、天

正年間の尊経は年代から見て重経と判断している⁽²⁰⁾。尊経に関する疑問を新右衛門が穿鑿していたことが記述の最後に書かれている。

右此訳ハ、先新右衛門年来無覺束心掛穿鑿仕度と願申、内々相果申候、其以後拙者共心二掛罷在候得共、家業二被紛罷在候所、此度被仰下候二付、此辺古老共相尋承合候処、下妻町倉持七右衛門、右高経之御書物ヲ古キ屏風ノ下張合見出申候、尤彼虫食文字杯も不分明之躰ニ御座候へとも、随分秘藏仕所持候所、八年前午正月六日下妻町大火御座候節、右之倉持七右衛門家財不殘類焼仕、其節焼失仕候

先代の新右衛門も穿鑿の意図があったが、亡くなってしまい、自分も家業の忙しさに紛れて放置していた。ところが、この度ある人から「被仰下」たので、古老に尋ねたところ、下妻の倉持氏が高経の文書を秘藏していたが、八年前の大火で焼失したことが判明した。この「被仰下」た人こそが多賀谷氏系譜の疑問を新右衛門に寄せた人物であり、それに対して、逐一回答したのがこれらの記述であろう。その人物の名前は不明だが、多賀谷氏の系譜に関心があり、しかも新右衛門よりなんらかの点で目上にある人物と思われる。

このように、新右衛門はある人物から寄せられた疑問を契機にして、古老からの聞き取りを行い、「結城合戦之草子」や『鎌倉大草紙』のような記録を調べ、大宝八幡宮にある史料を収集し、その調査は武蔵国の多賀谷にまで及んでいた。つまり、新右衛門は多賀谷氏関係史料を収集し、多賀谷氏系譜の考察を行っていたのである。実証は一部に強引なところはあがあるが、史料を利用した場合、引用史料は少ないが、新右衛門のような一般人が国学者と遜色ない方法で系譜を実証している点は注目されよう。歴史研究の裾野は想像以上に広く、それを基盤として三中の史料収集活動が行われていたのである。

さて、赤松家は先祖の顕彰活動も行っていたことが『常総遺文』収録の赤松律師祐弁墓誌でわかる。この墓誌は赤松美濃守の七世古沢新右衛門正範が作った草案を僧正伯如が漢文にしたものと思われ、中世の赤松家の事績（前半が祐弁・祐日、後半が赤松美濃守）が述べられている。これには祐弁は播磨国の赤松則祐の孫（満範の子）で、弟に祐日がいて、共に足利直義に仕えたが、後に川尻に土着し、常に不動王を所持し、応永十六年に八十才で死去した後、人々は不動院を建立して不動王を

安置したとある。墓誌の後半は赤松美濃守が元龜二年に北条氏政が古沢村から下妻城を攻めた時の活躍を述べている。

前半の祐弁の部分は裏付けになる史料は存在せず、伝承に基づくと思われる。後半の美濃守の部分は前述した元龜二年の文書に潤色を加えたものだが、この活躍を契機に赤松から古沢に改名した点で、古沢家にとっては画期的な出来事であり、先祖祐弁と並んで墓誌に記される価値のある人物であった。この墓誌を作成した直接の契機は不明だが、先祖の事績を顕彰している点から、家に対する意識の高揚が認められよう。

このように、古沢家は先祖と旧主多賀谷氏に関心をもち、史料を収集しつつ、独自の著述活動も行っていた。『常総遺文』には「赤松氏所蔵新二造ル所云々」という注記がある多賀谷系図が収録されている。この系図は基本的に元禄年間に秋田藩多賀谷氏が作成した多賀谷系図と類似しているが、一部異なり、戦国時代以降の人名の注記が詳しくなる傾向がある。「新二造ル」とあるので、赤松家文書が筆写された時からさして遡らない時期に赤松家の当主新右衛門が作成したと思われる。注記の元になった史料は明らかではないが、何らかの根拠があ

るはずであり、代々の新右衛門が行ってきた史料収集活動が実を結んだものと言えよう。⁽²¹⁾

多賀谷氏との関係は近世初頭以降は切れていたようだが、その後も史料収集という形で多賀谷氏への関心は継続し、ついには系図の作成にまで行き着いた。大久保真菅の筆写は中世史料のみでなく、近世作成の史料にまで及んでいたが、結果として赤松家の近世における史料収集活動や多賀谷氏に対する意識を示す史料を写したことになる。ほとんどが多賀谷氏関係史料である赤松家文書の後半は、三中にとっては下総の歴史を明らかにする史料であった。真菅はこうした三中の意図を汲んで、赤松家文書の中から多賀谷氏に関する史料を網羅的に筆写したのである。一方、赤松家側では多賀谷氏関係史料を一つのまとまりとして保存していて、真菅はそのまとまりに沿って筆写を行ったとも考えられる。

注

- (1) 『関城町史 史料編Ⅲ 中世関係史料』市村高男氏解説。
 (2) 伊豆の長浜村の大川家が兵糧米の融通を行っていた点は、拙著『日本中世の贈与と負担』第二部第三章(校倉書房 一九九七年)で指摘した。

(3) 赤松家文書には多賀谷重経の鮭献上に対する徳川家康の礼状もある。注(1)第六章76号。花押は家康のものと似て非なるもので偽文書だが、献上の由緒を補強するために作成されたのだろう。

(4) 義重の下級家臣に対する判物の書留文言は「之者也」である(『茨城県史 中世編Ⅳ』所収史料)。

(5) 注(1)所収、『多賀谷家譜』『多賀谷旧記』。

(6) 注(1)第六章25号。

(7) 『家忠日記』天正二十年十月七日条。

(8) 『多賀谷家譜』。宣家が重経の養子になった時期に関しては、『多賀谷家譜』の年齢に矛盾があり、検討の余地がある。

(9) 慶長十六年正月廿日付の下妻内百姓の訴状は、吉左衛門が下妻城の多賀谷氏の武具や屋敷の材木、下妻領内の竹木を略奪したことを奉行に訴えていて(注(1)第六章172号 古沢淳家文書)、国替の際には下妻周辺では略奪が行われていた。この吉左衛門と富田氏の関係は不明だが、どちらも下妻周辺の有力者であろう。また、この訴状には川尻村の新右衛門も署名していて、両者とは対抗関係にあった。

(10) 注(1)第5章11号、第6章1号、第5章102号。

(11) 注(1)第5章100号。

(12) 根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』五号 一九九一年)。

(13) 注(1)第6章197号。

(14) 注(1)第6章195号。

(15) 『結城市史 古代・中世史料編』所収。

(16) 越前に到るまでは、慶長十二年上総姉崎で1万石を新封、元和元年下妻に入封(3万石)、元和二年松代に入封(12万石)、元和五年高田に入封(25万石)の経歴がある。

(17) 過去帳への記載の方法に関しては明確ではない。高野山に登山しない場合には、下妻にやって来る高野聖に過去帳への記載を依頼したのだろうか。

(18) 記述には「此度御不審付、多賀谷ノ郷ニ而承届候ニ、右之木崎・金子・糟谷・金窪四氏ノ子孫を以、多賀谷ノ郷ニ百姓相勤所之長分ニテ罷在候」とあるので、新右衛門は実際に多賀谷郷を訪れて調査を行ったようである。

(19) この記述には多賀谷が元は武蔵に居た証拠として、武蔵の多賀谷の郭内・郭外と下妻双方に牛頭天王、稲荷、熊野、古沢水の中に弁天があると記されているが、『多賀谷家譜』には満義がこれらの神を勧請したとあり、記述と『多賀谷家譜』が類似している。

(20) 銘は注(1)第5章26号として収録。『多賀谷家譜』には重経が天正五年に大宝八幡宮を造営したとあり、新右衛門の判断と一致している。

(21) 卷七には一連の赤松家文書の途中に「已下七八通八円福寺所蔵模本」として、七通の円福寺文書が収録されている。『円福寺記録』によれば、円福寺は元は今里(八千代町)にあった寺院で、元龜二年に兵火にあい、多賀谷政経が下妻大町に移したという(注(1)第4章95号)。円福寺文書は計二十二通現存するが、『常総遺文』収録のうち、①応永五年八月五日、②応永十一年八月十八日、③

応永十三年十月二日、④応永十一年の四通は赤松祐弁の発給文書であり、赤松家の祖先祐弁の関係文書が集中している。赤松家の当主が円福寺文書から祐弁の文書を選びだして筆写し、それが真菅によって写されたと考えられる。

4 新嶋領の由緒と年貢勘定文書

霞ヶ浦・北浦の出口一帯やその付近の利根川流域は現在水郷と呼ばれ、与田浦や外浪逆浦などを除いて大部分が陸地となっているが、この地域は中世にはほとんどが水域であった。だが、この水域に上流から土砂が堆積するにつれて、洲や小さな島が出来上がり、戦国末期にこうした陸地を利用して、新田開発が開始された。開発は近世初期には本格化し、近世中期にはかなりの部分が安定した耕地となり、上之嶋・西代・大嶋・三嶋・扇嶋など計十六村が成立した。この地域は新嶋(しんしま)、あるいは十六島とも呼ばれるようになり、新嶋領という領を形成した。

『常総遺文』にはこの新嶋領に係る史料が多数収録され、新嶋領の形成過程やそこで発生した問題に関する事実が判明する。史料の所蔵者は佐原の伊能家、潮来の石田家、十六島(上之嶋村)の石田家であり、各文書

はそれぞれ別の形で新嶋領の由緒を物語っている。本章と次章では『常総遺文』収録のこれらの文書によって、新嶋領の成立過程や新嶋領の由緒の形成過程、由緒書の作成などに論及を加えたい。まず、本章では佐原の伊能家文書を利用して、新田開発の状況や年貢納入に関して検討を加える。

卷一収録の伊能家文書は年貢納入目録・年貢割付状・年貢請取状から成り立っている。伊能家にはこれらの文書以外にも多数の文書が所蔵されていたが、筆写者は近世初期の年貢関係文書のみを選び出して筆写したのである。選別は第2章で述べたように、三中が関心を持っていた田制史や年貢に関するものを基準として⁽¹⁾いる。こうした文書は近世初期に村の代表的存在であった家に残されている文書の典型で、彼らが領主と直接相対して年貢勘定を行っていたことを示している。

卷一収録の伊能家文書は自家所蔵文書以外に他家所蔵の文書も含まれていると考えられる。七郎右衛門・二郎右衛門や佐原村名主惣百姓宛の文書は伊能家所蔵の文書であるが、「津の宮村 彦六郎・百姓中」「大くら外記」宛の文書は宛名から見て、他家所蔵文書であり、それを伊能家の当主が筆写したのだろう。⁽²⁾伊能家文書として最

初に収録されているのは、佐原の二郎右衛門尉・七郎右衛門尉が鈴木五兵衛・久兵衛に出した慶長十八年五月付の年貢勘定目録で、次のような形態の文書である。

慶長十七年^子 佐原御年貢高千石二付四ツ三分二可納

分

一 米千二百廿八表二斗八 納 但、三斗五升入

一 米卅五俵三升四合八 外の物同表也

一 米九俵八升四合八 すくい 但、斗たて四斗入也

一 米百五拾表八 子ノ御種かし 但、本子共二

米四口合千四百廿二表三斗一升八合

此拂方

米四表四升八合八 紅二貫六百卅五匁二而納

但、米一升二代十六匁かへ

米二百拾八表二斗八 但、金子拾九兩二而納

但、壹兩二付四石六斗ね也

(中略)

合千二百五十表一斗九升三合五夕

米卅七表二斗五合八 右のうん賃 但、三分か、り也

(中略)

米廿表八 二郎右衛門七郎右衛門二被下候

(中略)

米九十九表一斗六升二合五夕ニ成うしの春御種かし本分
合百八十表二斗九升二合五夕

この目録は佐原村の慶長十七年(一六一二)分の年貢
納入の内容を記したもので、最初の部分は村高千石の四
割三分にあたる四百三十石が同年の年貢高であったこと
を示している。その次には「千二百廿八表二斗」とある
が、この俵は三斗五升入なので、一二二八俵 $\times 0.35$
石 $+ 0.2$ 石 \parallel 四百三十石となり、年貢高と等しい。つ
まり、「千二百廿八表二斗」は年貢高を俵単位に換算し
たものである。「米卅五俵三升四合」は年貢高の約三%
にあたるので、賦課税を示すと思われる。その次は注記
から春先に領主から下行された種粃の返却分であること
がわかる。春に借りた種粃は収穫後に利息を付けて返却
するのが原則であった。これらの総合計が「米四口合千
四百廿二表三斗一升八合」であり、領主に納入すべき年
貢の総量を示している。

「此拂方」以下は年貢の納入方法を記している。近世
の年貢は数十回に分割して納入されたが、この目録によ
れば最初に米四表四升八合の代わりに紅二貫六百卅五匁、

次回に米二百拾八表二斗の代わりに金子十九両が納入さ
れていた。目録の他の部分によれば、佐原村では米に代
えて畑作物である紅(紅花)・胡麻・大豆・油荏の現物
が納入されることが多かった。こうした納入の在り方は
佐原村が畑作中心の村であったことを示している。また、
金子での納入は米や畑作物の換金が行われていたことを
意味する。佐原には室町時代には商工業者が住む宿が存
在したが、^③この宿が戦国時代・近世初期に発展して町場
となり、そこで作物の売買が行われていたのだろう。売
却された作物の大部分は利根川水運により、江戸に運ば
れたと思われる。

「合千二百五十表一斗九升三合五夕」は計一八回に分
けて納入された年貢の総量を示すが、これは本来納入す
べき年貢から、運賃などの必要経費、御不動様・御天王
様への免田、二郎右衛門・七郎右衛門への給分、春に下
行された種粃の分を控除したものである。二人への給分
は年貢納入目録を作成するなど年貢納入に携わった代償
として与えられたものである。^④この目録の次に、慶長十
八年(一六一三)三月廿七日に五兵衛・久兵衛が佐原の
七郎右衛門・二郎右衛門に発給した次のような年貢皆済
目録が収録されている。

子ノ御年貢米うけ取事

子六月十四日

一二歩六百卅五文めハ なつなりくれない永十右衛門か

たへ上り被申候時さし上申候也

但、米一升二はな十六文めかへ也

子九月廿日

一金拾九両者 但、壹両二付候て米四石六斗ね也

此内三分ハすけさき四郎へもん納也

(中略)

右之外二てかたありともほこたるべし い上

表題から慶長十七年(子年)に納入された年貢の皆済目録であることがわかる。紅や金子の納入量は前掲の年貢勘定目録と完全に一致し、紅が六月十四日、金子が九月二十日に納入されていたことが判明する。本来は年貢勘定目録が先に出され、それをうけて年貢皆済目録が発給されるのが一般的だが、この場合は発給の順序が逆になっている。いずれにせよ、両者はセットとなって出される文書であり、これによって年貢勘定が完結する。

さて、この時期の佐原村の領主は誰だったのだろうか。前述した伊能家文書に添えられた注記には「慶長十七子

年 年貢皆済目録 鈴木五兵衛 鈴木久兵衛者 奥津内記殿用人也 奥津様慶長十三年ヨリ元文四年迄当村御知行也」とあり、旗本奥津氏であったことがわかる。卷一には慶長十九年三月十日に、内記が佐原の二郎右衛門・七郎右衛門に出した夫銭(金子五両)の請取状が収録されているが、この内記も鈴木氏同様奥津氏の用人と思われる。

卷一には寛永十一年(一六三四)と十二年の年貢皆済目録も収録されている。両文書共に滝川将監が佐原村名主惣百姓中へ宛てたものだが、注記によればこの時期も領主は奥津氏なので、滝川将監は奥津氏の用人と思われる。慶長十七年の年貢皆済目録と比較すると、記載が年貢総量のみを記すだけの簡略なものになり、宛名も異なっている。これは慶長十七年段階では二郎右衛門・七郎右衛門が独占的に年貢勘定に関与していたのに対して、寛永段階では皆済目録中の「戌年貢米、名主惣百姓立合勘定相究」という文言に象徴されるように、名主と惣百姓が共同で年貢勘定に参画する体制に変化したことを示している。以上の文書は佐原村の本田に賦課された年貢に関する文書だが、卷一には佐原村の新田開発に関する文書も収録されている。

請取申中谷地御年貢米之事

一、米八拾五表二斗九升六合 但本田分

一、米百五拾九表一斗八升五合 新田分

但、卯年未年分

右、請取所実正也、仍如件

元和六申極月廿七日 堀江半七（花押）

七右衛門殿

佐原村 七郎右衛門殿

二郎右衛門殿

源六殿

佐原村の百姓が中谷地の年貢を堀江半七に納入している。谷地とは関東では低湿地を意味するので、中谷地とは利根川流域を佐原村の七郎右衛門・二郎右衛門などが中心となって開発した新田を指し、本田分はかなり以前に開発が終了した水田と考えられる。一方、新田分には「卯年未年分」の注記があり、元和元年（卯年）から五年（未年）の分がまとめて納入されているので、元和元年頃から開発されていた新田と思われる。

堀江半七は、伊能家文書の注記には「堀江半七郎殿者、元和寛永度当村新田方御料所御代官也」とあり、新田担

当の幕府代官であったことがわかる。佐原村は本村は旗本領だが、新田部分は幕領とされ、二重の支配関係にあった。幕府には新田部分を幕領として把握しようとする指向性があり、代官を任命して新田開発を推進させ、同時に年貢を徴収していた。こうした新田開発をめぐる佐原村と幕府代官のやり取りを示す文書も巻一に収録されている。

急度申入候、然者、房州川之ふちニ新田六反計り切申度候、日外も内々物語申候、皆々合点ニ候者、奉行を申候、切被成可給候、御合点ニ候者、西代村之五郎右衛門尉方へ其由被仰遣可給候、頼入候、尚、頓而談之覚候、恐惶謹言

卯月六日

梶塚 主水（花押）

佐原村

三郎右衛門殿

七郎右衛門殿

発給者の梶塚主水は伊能家文書の注記には「梶塚主水者、寛永度ヨリ万治度ノ頭新田開発掛之御代官ナリシ」とあり、新田開発担当の幕府代官であった。書状の内容は主水が房州川沿岸で新田六反を切ろうとし（この部分は意味不明確）、佐原村の二人が承諾したならば、着手するように依頼し、この点を西代村の五郎右衛門尉にも

伝えるように述べたものである。房州川は後述する「部冊帳」によれば、寛永八年(一六三一)に代官行方隼人が利根川の排水を促進するために掘った川のことである。三郎右衛門・七郎右衛門は新嶋領における新田開発主導者としてこの件に関して利害関係を持つので、主水は書状を送ったものと思われる。一方、西代村の五郎右衛門尉は後述する新嶋領の由緒書によると、新嶋領開発の中心人物であり、佐原村の新田開発とは競合する存在であった。そのため、梶塚主水は事前に五郎右衛門尉にも計画を伝えて、競合の発生を防止しようとしたのだろう。このように、佐原村は新田開発を行っていたが、他村も新田開発を推進していたことを示す文書が巻一に収録されている。大蔵村外記宛の三通の文書は新田に賦課された年貢請取状である。

請取巳年大くら新田御年貢事

米合八俵二斗ハ

卯新田納

米合二俵ハ

居新田(辰カ)納

米合二斗ハ

巳開合納

右、請取所実正也、仍如件

元和三巳十二月廿二日

堀内蔵助代

大半兵(花押)

大くら外記殿

卯(元和元年)・辰(同二年)・巳(同三年)各年毎に新田が成立し、年貢が納入されている。大倉村は佐原のすぐ東側の利根川に面する地であり、現在その対岸には大倉新田があるが、その開発は元和元年以前に遡ることがわかる。大くら外記は大倉村の上層百姓で新田開発に従事した人物と思われる、この点では七郎右衛門と同様の存在であった。もう一通は次のようなものである。

請取申寅年谷地御年貢米事

米合二拾五表

但三斗七升入
舟ちん引次如此候

右、寅年新嶋領御年貢米請取者也、仍如件

寛永三寅極月廿七日

堀江半七(花押)

大くら村外記殿 まいる

この年貢請取状では年貢の対象地が谷地とされていて、前述の佐原村が開発した新田と共通している。この名称は新田が村落としては未だ成立せず、本村に付属する土地として把握されていたことを示している。また、寛永三年(一六二六)の段階で既に新嶋領という名称が成立していたことも注目される。この領の名称は幕府が設定したもので、この地域の新田全体を総体として把握しようとする意図に基づいていたと思われる。

さて、もう一通は寛永六年十二月八日付の年貢請取状

である。発給者は堀江小伝で、堀江半七の別名あるいは後継者と見られる。この請取状には「辰ノ御年貢請取申事」とのみ記され、年貢対象地の記載はないが、年貢量が二拾五表、宛名は大蔵村外記なので、寛永三年のものと同じく谷地を対象としたものである。

さらに、巻一には寛永二年十月五日に堀江半七が津の宮村彦六郎・百姓中に発給した年貢割付状が収録されている。「丑ノ年新島領御年貢可納わり付候事」として、本田分二百俵、新田分百俵が賦課されているが、「新島領」とあるので津の宮村が開発した新田が年貢対象地であつたと思われる。

以上から、佐原・大蔵・津の宮村は独自に新田を開発し、幕府はこうした土地を新嶋領として設定し、堀江半七を新嶋領の代官に任命して年貢の徴収に当たらせていたことがわかる。新嶋領の名称は元和六年の文書には見えないが、寛永二年の文書には見えるので、新嶋領は元和年間の後半に成立したと思われる。幕府は石高に結ばれなかつた領域から個別領主権を排除して、自身の領有権を主張する指向性を元々から持っていた。利根川流域の低湿地も従来は個別領主権が及ばなかつた場所であり、新田形成を契機に全体を新嶋領として把握して、幕府の

領有地に組み込むことを図つたのであろう。

巻一の年貢勘定関係文書の部分には三中の注記や頭注はなく、これらの史料からいかなる認識を得たかは不明だが、近世初期の年貢賦課の実態を示す史料として有用なものであつたろう。⁵⁾一方、これらの文書は新嶋領における新田開発の進展を具体的に示すものであり、五章で検討する新嶋領をめぐる由緒を別の形式で物語るものとも言えよう。

注

- (1) 『木村家・山崎家文書』という表題の文書集が静嘉堂文庫にあるが、これは両家所蔵の年貢割付状を収録したものである。この文書に関しては、拙稿「色川三中と『藤左衛門旧記』」（『龍ヶ崎市史研究』第10号 一九九八年）で論じた。
- (2) 他家所蔵文書の筆写の動機や時期は明らかではないが、伊能家の当主は文書に注記を加えるなど、文書に関心を持っていたので、自家文書を理解する参考史料として、筆写したのかもしれない。
- (3) 『図説 千葉県の歴史』（河出書房新社 一九八九年）収録の「砂州上に発展した中世の佐原」（山本直彦氏執筆）
- (4) 目録は領主に提出するので、原文書は伊能家に残らない。恐らく、七郎右衛門は以後の年貢勘定に備えるため

に、目録を提出する前に写しを作成したと思われる。

(5) 伊能家には寛永四年の新嶋領佐原村の年貢請取状など他にもこの種の文書があるが、筆写者が一部の文書しか写さなかつた理由は明らかではない。

5 新嶋領をめぐる由緒

卷一には冒頭に「乍恐書付を以御訴申上候事」とある訴状の写しが収録されている。この訴状の一行目と二行目の間には小さい字で「石田古書」とあり、潮来村の石田家所蔵文書の写しであることがわかるが、後欠のため、作成年代は不明である。しかし、訴状の途中に「此書欠て年号なし。外に寛永十五年寅十月十二日名主五郎左衛門・新右衛門・藤右衛門、御奉行所様と云書付同様なる事ヲ云テ不悉度前書も其頃と見へたり」という注記があり、寛永十五年頃に作成されたものと思われる。内容は主として板久（潮来）村の新田開発と幕府による新田の召し上げの経過が述べられているので、潮来村の名主が作成して幕府の奉行所に提出した訴状であろう。

訴状の前半は近世初期からの新田開発の由緒を述べたものだが、後半部分には「其已後少々出来申候間、御領所行方隼人殿々申請、いたく之者年々蒲ヲ植取立、其

後、御代官一色忠次郎殿・深谷喜右衛門殿迄拾六年之間、御年貢金二分宛指上候、板久村之者共か、い申所、去年中より此すをも御とりはなし、嶋々々人を御移し相成由、喜右衛門殿被仰付候」とあり、去年幕府代官が行った施策への不満が述べられているので、これが訴えの主題であろう。潮来村は新田を開発し、代官に年貢を納入して領有していたが、去年、代官深谷喜右衛門によって、新田を没収して他の島から百姓を移住させることを命じられ、難儀していることを訴えている。

以前から潮来村の新田は開発する度に「御蔵入ニ可被成よし被仰付候」と訴状にあるように、幕領に編入されてきたが、領有権を否定されたわけではなかった。ところが、今回は領有権を否定された点に不満が爆発し、この訴えに及んだのだろう。この代官の施策は幕府主導で新田開発を推進して、開発の能率を上げようする意図があったと思われる。こうした方針転換に対して、潮来村は従来からの新田開発の由緒を述べて、領有の正当性を主張したのである。この訴状は一種の由緒書的な要素を持つと言えよう。

潮来村が開発した新田は前述した新嶋領の一角をなすが、新嶋領は下総と常陸の国境にあるため、両国の村落

による新田開発が行われ、各村落は異なる開発の由緒を
持っていた。この新嶋領の由緒に関する史料は卷三にも
収録されている。

卷三の史料は訴状・古文書・由緒書・新嶋領拾六島村
高覚記という複数の史料群から成り立つ。最初に収録さ
れているのが、香取郡の新嶋領百姓の訴状である。この
訴状は將軍の日光社参における人馬の提供の免除を願っ
たものだが、その中で新嶋領の由緒が語られている。

一、日光山御参詣御用二付、村名村高、巨細書上可
申段、猶又、前々より右御用高役人馬不差上来村方
者、其趣村下え下札可仕旨、先達而御奉行所様より
御書付を以、村順御触在之、一同拝見承知奉畏候、
然処、先祖石田駿河と申もの発頭にて、香取浦之海
中成沖之島と唱置候附洲村起立仕、天正十八寅年御
入国之砌、御訴奉申上候処、恐多も 東照宮様御喜
悦被為思召、新嶋と御なづけ被遊、諸役免許守護不
入之御墨印、同国小見川之城二御住居被成候御郡代
吉田佐太郎様・粟飯原左衛門様と被申置、則御墨印
写外証文四通被下候二付、難有奉頂戴、右駿河より
当□□品迄、大切ニ御持罷在候儀故、草創以来度々
之御社参、高役人馬被仰付候儀無御座候所、四拾九

ヶ年前、毎度御社参之砌、御支配御代飯塚伊兵衛様
御役所より、右御用人馬御調在之候間、新嶋領村々
惣代之もの罷出、書面御墨印之写并四通之証文差出、
御郡代伊奈半左衛門様御役所ニおゐて御札之上、御
免除御聞濟被成下置、是迄右御用高役人高差出候儀
無御座候間、何卒格別之御憐愍、今般被 仰触候
日光山御参詣御用高役人馬共、古来之通御免除被成
下置候様、奉願上候、以上

下総国香取郡

新嶋領

村々

石田駿河が香取海中の島を開発することを、天正十八
年（一五九〇）に徳川家康へ訴えたところ、家康は喜び、
新嶋と名付けて諸役免除・守護不入の判物を与えた。ま
た、小見川の郡代として吉田佐太郎と粟飯原左衛門を任
命し、その他に四通の証文も与えられた。これらの証文
を大切に所持してきたので、日光社参の役負担は免除さ
れてきたが、四十九年前に代官から役負担を命じられた
ため、新嶋領の惣代が関東郡代伊奈氏の元に出向き、家
康の判物などの証文を提出し、結局免除が認められた。
こうした経緯を述べた上で、今回の役負担も従来通り

に免除を願っている。この訴状の次には、惣代が役所へ行き、日光御用懸役人から由緒を問いただされ、証文の写しの提出を命じられた経緯が記されている。

日光社参役免除の根拠は諸役免除を認めた家康の判物であり、その他にも四通の証文が存在していた。この訴状の次には、これらの文書が収録されている。家康の印判状とは次のようなものである。

御墨印写折紙

下総国香取郡之内ニおゐて新嶋起立之事、此節一段二候、為此歛諸役免許、新嶋と名つけ、永々守護不入者也

寅四月

家 康判

小見川のもの共

(追而書は略)

家康は新たな開発地を新嶋と名付け、諸役免許・守護不入を認めているが、これこそが新嶋領の由緒の源泉であり、訴状の記述にそのままの形で反映している。勿論、文書自体は明らかな偽文書であるが、四十九年前にも提出されているので、かなり以前から存在していたことは

間違いない。家康の判物はたいへんな権威があり、それを提出するのは幕府に免除の根拠を主張するのに最も有効な手段であった。関東地方では徳川氏が入国した天正十八年に、家康が各地を回って名所旧跡を訪ね、新たに寺社の命名を行ったり、文書を発給したという由緒が残されている。新嶋領も実際には以前からある程度の新田開発は行われていたと見られるが、家康に関わる由緒を形成し天正十八年を開始時期としていたのである。

とは言え、家康に関する由緒は全くの虚構ではなく、ある種の裏付けが元になって形成されたと思われる。その裏付けが『常総遺文』にも収録されている①寅三月十八日付、吉田佐太郎判物、②十一月十一日付、小見川判物、③卯極月八日付、吉田佐太郎・粟飯原左衛門連署判物、④辰三月八日付、大久保十兵衛(長安)判物、⑤辰二月吉日付、吉田佐太郎・粟飯原左衛門連署判物、という五通の文書で、すべて新嶋の由緒に関わるものである。①□帛沖嶋北はす新田之儀、何程成共精を入、ひらかせ可申候、御年貢之儀、古より御定のことく、三ヶ年不入二相定申候、仍而如件

寅三月十八日

吉 佐 内 判

石田駿河守殿参

②中々新嶋と被取立度之由、然^{ママ}条上ハ、新川ヲ切而下は
うし堀川ヲ傍示ニ在而尤候、何様ニモ旁々御肝煎任置
候、先為首尾之一筆渡進候、以上

十一月十一日

小見川判

石田主馬允殿

参ル

③一、新嶋被相立候地形者、河内上者、新川切而、下者
堀川尻迄相定候、御豊饒御印判之儀者、重而申請可進
候間、先、早々被引立、被罷移尤ニ候、以上、

卯極月八日

栗原左衛門判

吉田佐太郎判

石田主馬允殿

参ル

④下総内新嶋新田おこし候者、御年貢之外、諸役等御座
有間敷候間、右之段可被仰付候、以上

辰三月八日

大十兵衛判

吉田佐太郎殿

猶以、右之外ニ、多郷^{ママ}よりの入札、其嶋々所能様ニ口入才覚、
畢竟其方ニ任置候、以上

⑤右当谷地新田ひらきの事、五ヶ年之間、聊相違在間敷
事、為其一筆渡置候、以上

辰二月吉日

吉佐太郎判

栗飯太郎判

新嶋之

石田主馬允殿

吉佐太とは吉田佐太郎のことで、近世初期に徳川氏の
代官として活躍した人物として知られ、下総国が徳川氏
の領国になった後に小見川に入り、この付近の徳川氏直
轄領を支配していた^③。栗飯太は訴状によれば、栗飯原左
衛門のことだが、栗飯原氏は戦国時代にも下総国で勢力
を持っていた千葉氏の一族である。大十兵衛は大久保長
安を指し、徳川氏の代官頭として直轄領支配・検地・鉾
山開発などに重要な役割を果たした人物である。

①が一連の文書では最も早いもので、干支によれば天
正十八年(寅年)のものだが、三月の段階では、後北条
氏は小田原籠城中であり、徳川氏が下総国に関わること

はあり得ず、この文書は偽文書と思われる。しかし、吉田佐太郎が小見川の代官として、この地域の新田開発に關与していた可能性は十分にあり、この文書のように一定期間の年貢免除を認めて、石田駿河の新田開発をバックアップしたのは事実かもしれない。⑤も谷地の新田開発に対して、五年間の年貢免除を認めたもので、①と同内容である。

③は新嶋の境界を定めて移住を促したもので、干支によれば天正十九年（卯年）のものとなるが、文言に不正確な点があり、偽文書の可能性が高い。新嶋領は下総と常陸の国境にあるため、国境や領有権をめぐり相論が発生して、新嶋領の境界を明確にする必要がある、その裏付としてこの文書が作成されたと思われる。近世初期には国境や村境をめぐる相論が頻発し、幕府や大名などによる裁定が下されたが、新嶋の場合も吉田佐太郎が一定の基準を示した可能性もある。

②は新嶋領の境界を定めた点は③と同じだが、後半部分では新嶋の取立を石田氏に任せるといふ内容になっている。③の「下堀川」が②では「うし堀川」とあるが、牛堀（常陸国）は新嶋領の北側にあり、確かに新嶋領の境界をなして、実際の境界と一致している⁴。また、

②の発給者は小見川とあり、吉田佐太郎が小見川の代官であった事実と關係するが、地名のみの署判には疑問があり、③を元にして作成されたものと考えられる。

④は大久保長安が吉田佐太郎に、新嶋で開発された新田は諸役免除とすることを伝えたものだが、文言にしっかりとこない点がある。また、この文書の署名は「大十兵衛」となっているが、香取文書では「大十兵衛」とあり、署名の仕方が異なっている。以上の点からこの文書は偽文書の可能性が高い。しかし、大久保長安は天正二十年に香取神社に禁制を⁵発し、香取神社からの問い合わせの回答を行うなど⁶香取神社と關係が深いことから、下総国の新田開発に關与していた可能性もある。長安は代官頭として吉田佐太郎に指示を与える立場にあり、新田開発を推進するための命令を伝えていたとも考えられる。こうした点から、この文書も全くの虚構ではなく、何らかの根拠に基づいて作成されたのだろう。

これらの文書は訴状や後述する由緒書と対応していて、新嶋領の由緒や諸役免除を証明するものであった。文書に合わせて由緒が作られたのか、あるいは由緒に合わせて文書が作られたのかは定かではないが、両者は一体となって新嶋領の由緒を形成し、日光社参役の免除の際に

も威力を發揮した。この訴訟は新嶋領の全体の問題であり、訴訟を通して新嶋領の百姓は由緒や文書に関する知識を共有するようになったと思われる。

ところで、文書の宛名である石田駿河や主馬允とは何者であろうか。この点に関してはこれらの文書の次に収録されている「新嶋領立初之覚書之事」に記述がある。

この覚書は奥書によれば、享和三年（一八〇三）二月に佐原村下新町の本谷新左衛門が西代村鳥羽の惣治右衛門に送ったもので、新嶋領の由緒を綴った長文の由緒書で、石田駿河の開發に始まり、主として新嶋領で発生した多くの相論の経過や結果を詳述したものである。最初の部分は次のように書かれている。

一、上之嶋駿河、吉田佐太郎様え御訴訟申候、天正七年卯極月八日二佐太郎様より御証文申候、同天正八年辰三月八日二御公儀より末代ニおゐて鹿島領分之義ハ御役御免、其上地行は、上ハ新川を切て、下ハ牛堀前迄新嶋領分と御証文申請、上嶋取立申候、新嶋立初之御証文、上之嶋ニ有之候事

前述した文書が天正七年や八年に比定されて、由緒書に取り込まれた上で、新嶋立初之証文として位置づけられ、今は上之嶋村にあるという。新嶋の開發を願った人

物は訴状では石田駿河、由緒書では「上之嶋駿河」とあるので、両者は同一人物となる。一方、訴状には「先祖石田駿河」とあることから、訴状を書いたのは石田駿河の子孫と考えられる。以上から、石田駿河は開發後に上之嶋村に移住し、その子孫が前述の文書を所有していたと推定できる。石田駿河に関しては、佐原村の伊能景利が執筆した「部冊帳」中の「下総国香取郡矢作領佐原村古来ヨリ覚書」にも記述がある。この「部冊帳」は奥書によれば、正徳四年（一七一四）に清書されて成立したもののだが、その後には付け加えられた部分も存在する。石田駿河に関しては次のように記述されている。

一（天正十八） 同年江戸崎土岐頼綱之城も没落二而、頼綱并家臣諸岡駿河主従共二、常陸北須賀村へ落忍被居候由、右諸岡駿河、下総御代官吉田左太郎殿并小見川居住被致候栗飯原左衛門殿へ罷出、新嶋起立仕度旨願上、則被仰付上之嶋村起立仕候、駿河儀は其節より民家二下り今ノ上之嶋村今名主石田清兵衛先祖也、此節駿河方へ被下候御証文之写右本書、上之嶋村石田清兵衛所ニ有、

これによれば、石田駿河は土岐氏家臣諸岡駿河のこと、上ノ嶋村を開發した人物で、上ノ嶋村名主石田清兵

衛の先祖と位置付けられている。「駿河方へ被下候御証文」として二通の文書が引用されているが、これは前述の③④にあたる⁽⁸⁾。基本的な記述は訴状や「新嶋領立初之覚書之事」と一致しているが、石田駿河を土岐氏家臣とするという点は独自の記述である。その理由は伊能景利が石田清兵衛と知り合いで、直接清兵衛から先祖の由緒を聞き取ったからである。「部冊帳」にはこの事に関して次のように記述されている。

一正徳六丙申年、上嶋村名主清兵衛と、同村百姓出入有之、江戸詰致候砌、手前も同年三月、江戸登居合候間、三月七日清兵衛旅宿、本所四ツ目萱屋六郎右衛門所へ見廻、清兵衛ニ致対顔、扱ニも致度旨、異見申候得共、合点不致候故、無是悲罷帰申候、此節清兵衛先祖之由緒咄有之、江戸崎之城主土岐頼綱之家臣、諸岡駿河と申候処、小田原御陣之節、江戸崎も小田原方故致落城、主従共に、北須賀へ落被居候、此節下総御代官吉田佐太郎様・粟飯原左衛門殿へ、先祖諸岡駿河願上、海之中へ出候新洲谷原ヲ、上之嶋村ニ起立致候御証文之写共、此度御代官松平九郎左衛門様へ懸御目候由ニ而、手前ニも見せ候故致拜見候、豎紙横折紙共ニ五六通有之、(以下略)

伊能景利は正徳六年(一七一六)に江戸で石田清兵衛と対面し、先祖の由緒を聞き、さらに清兵衛所蔵の文書を見せてもらった。これらの文書はまさに前述の文書であり、清兵衛が所蔵していたことが裏付けられる。また、「部冊帳」には④文書の署名「大兵」が誰か不明なので、元禄十七年(一七〇四)に清兵衛と会った際に質問したところ、「右御名、しかとしれ不申候、大久保十兵衛様とも申伝候へ共、是も慥成事ハ無之」と答えたともあり、清兵衛の家には文書の発給者に関する伝承も存在していた。④文書があるにもかかわらず、訴状に大久保長安の名が現れないのは、発給者に関する伝承や知識が不明確であったからであろう。一方、吉田佐太郎や粟飯原左衛門に関しては明確な伝承があるため、訴状には文書と対応した形でその名が記されたと思われる。

「部冊記」の記述によれば、景利は清兵衛から実際に文書を見せてもらう前から、③④文書の存在を知っていたことになり、この二つの文書は一般に流布していた。「部冊記」には③④文書の引用の次に「右御証文、上之嶋村清兵衛方ニ有之、但天正十九卯年、文禄元辰年之事也、然ニ此以前新嶋之内、境嶋村三右衛門発端にて式三人ニ而新嶋記と申、一冊ヲ綴之、新嶋ニ所持致候書物ニ

ハ、右御証文之年号時代、天正八卯年、天正九辰年と書記置候得共、是八年号之繰違二而御座候事」とあり、③④文書が新嶋領の人々の間で知られていて、境嶋村や三嶋村の者が書いた由緒書にも引用されていたことがわかる。

景利はこうした由緒書によって、③④文書の存在を知ったと思われるが、③④文書が元禄年間には新嶋領の人々でも知られ、しかもこれを利用した由緒書が存在していた⁽⁹⁾。一般に由緒書は近世中期以降に盛んに作成されたが、新嶋領の場合は時期的に早い点は注目されよう。新嶋領は新たに開発された土地であり、他の地域にも増して相論や年貢・諸役の賦課など様々な問題が発生し、開発地の由緒を文字化して継承し、こうした問題の解決に備えようとしたのではないだろうか。

日光社参役が賦課された際には新嶋領では惣代が選ばれて、諸役免除の訴訟を行ったが、諸役免除の根拠となる文書や由緒は以前から新嶋領の人々の間で共有されて、惣代にその利用が一任されたと思われる。清兵衛所蔵の文書は家という私的な枠組みを越えて、新嶋領という単位に寄与するために利用されるようになった。その結果として、新嶋領周辺では様々な由緒書が作成され、その

一部が『常総遺文』に収録されたのである。

さて、一連の新嶋領関係文書の最後は「新嶋領拾六島高覚記」と題する文書で、新嶋領に属する十六村の村高と成立年代が記されているが、作成年代は不明である。最初の上之嶋村とその次の西代村は田の面積と高、屋敷・畑の面積と高、田畑の総面積も記され、他の村に比べると記載が詳細になっているが、それはいかなる理由に基づくのだろうか。

上之嶋村は「天正十八年寅年二立」とあり、十六村の中で最も古い開発年代を誇っている。また、西代村は「天正拾九年卯年二立」とあり、上之嶋村に次ぐ古い開発年代となっている。「新嶋領立初之覚書之事」には石田駿河の開発の記述に続いて、「天正十一年ノ年二、吉田佐太郎様より五郎右衛門江被仰付、西代村御立被成、夫より漸々嶋地共立来り候事」とあり、吉田佐太郎の命により五郎右衛門が開発したことが知られる。この五郎右衛門は「新嶋領立初之覚書之事」や「部冊記」に多く登場し、新嶋領の由緒の形成に重要な役割を果たした。「部冊記」では「文禄三年二西代村開起ス、今名主与次右衛門先祖五郎右衛門、御代官吉田佐太郎様へ願上、右嶋取立申候」とあり、開発年代が「新嶋領立初之覚書

之事」とは異なっているが、西代村が吉田佐太郎との関係で成立した点は共通している。このように、上之嶋村と西代村は新嶋領開発の草分の村であり、創始者である石田駿河と五郎右衛門は新嶋領の創世者として由緒書に名を留めた。こうした由緒の古さが「新嶋領拾六島高覚記」における詳細な記述を生んだと思われる。各村の成立年代は「新嶋領立初之覚書之事」の記述と一致するものが多く、記載の際に由緒書を参考にしたのかもしれない。

以上、『常総遺文』収録の新嶋領の由緒をめぐる史料に関して検討を加えてきた。史料の種類は年貢勘定関係文書、訴状、判物、由緒書など多様であり、これらが総体となって由緒を形成していた。特に由緒書は自家の文書や他家の文書、別の由緒書、伝承、他人からの聞き取りなどを利用して作成されるものであり、地域に残る史料の集大成と言える。新嶋領では下総国と常陸国の村、西代村と佐原・篠原・津之宮村のように、様々な組み合わせで相論が発生し、また日光社参の諸役免除といった訴訟が行われ、その度に由緒が持ち出された。由緒の主張の際には家康判物のような古文書が提出されることもあるが、史料的な裏付けがない由緒が訴状に書かれる場

合もあり、伝承に基づく由緒も一定の機能を果たしていた。こうした相論や訴訟は以後も発生が予想されるため、前例を書き留める必要が生じ、それが由緒書に発展することもあった。

新嶋領では複数の由緒書が存在し、ある由緒書の記述が別の由緒書に取り込まれていた。また、「新嶋領立初之覚書之事」の奥書からわかるように、由緒書が筆写されて他の村人に伝えられることもあった。こうして、新嶋領の由緒は広まり、相論や訴訟のための由緒という枠組みを越えて、地域の共通認識となり、近世後期には由緒が地域で持つ意味が変質していったと思われる。そして、それらが筆写されて『常総遺文』に収録されることは、由緒が新嶋領という地域を越えたものになったことを意味する。三中がこうした由緒をどのように認識し、田制史・地域史・地誌編纂に生かしていったかは今後の課題である。

注

(1) 開発方法は「うみうまり、す二罷成候故、板久之者共、馬草を取、田島のかり敷を仕」「いたくの者共、よしかはを植、馬草を取申候所に、ほとなく嶋二相成」とあるように、土砂で海が埋まって洲となり、そこに葦や蒲を植

- えて、馬草を取っているうちに島になり、さらに新田となつたことがわかる。洲を完全な陸地にするために、人為的に葦や蒲を植えているが、佐原村なども同様の方法を取っていたのだろう。新嶋領の新田開発や佐原・篠原・津宮・大倉・岩ヶ崎の五村からなる根郷五ヶ村組合については、酒井右二「元和―寛文期下総における組合村について」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館 一九八三年)、「近世前期下総における組合村と検地」(『歴史地理学』一二二号 一九八三年)、「延宝―元禄期における村政機構の整備と村落間結合」(小笠原長和編『東国の社会と文化』梓出版社 一九八五年)がある。
- (2) 日光社参に關しては大友一雄「日光社参と国役」(『関東近世史研究』十八号 一九八五年)が詳しい。日光社参は近世には計一九回実施されている。
- (3) 『家忠日記』には吉田佐太郎の活動が詳しく書かれている。たとえば、家忠が小見川に着いた際には吉田佐太郎が出迎えをしている。
- (4) この牛堀川は霞ヶ浦から流れている常陸利根川のことと思われる。

- (5) 『千葉県の歴史 資料編 中世2』 香取神宮所蔵文書 三号。
- (6) 同右書 香取大宮司文書 七九号。天正十九年に香取大禰宜実勝は香取社社員数注文を江戸御奉行大久保長安に送っている点も両者の深い関係を物語る(同文書 五四・五五号)。
- (7) 伊能三郎右衛門家所蔵。『佐原市史 資料編別冊』収

色川三中編纂『常総遺文』の構造(下)

録。「部冊帳」に關しては、『佐原市史』の解説や酒井右二「村政に關する元禄―享保期の記録編纂作業」(『千葉県史研究』第五号 一九九七年)が詳しい。『千葉県史料近世篇 下総国上』収録の「根郷五箇村谷地御定納記」も「部冊帳」と同じく伊能景利の筆になるが、文書が一部異なる。

(8) 「部冊帳」の方が、「新嶋領立初之覚書之事」よりもよい写しである。

(9) 新嶋領立初之覚書には「新嶋立初之御証文、上之嶋二有之候事」とあり、佐原でも清兵衛所蔵文書の存在は知られていた。この覚書には各相論に關して、その経過や結果を記した文書の存在が明記されている。文書の所蔵者は佐原村や新嶋領内の各家など多岐に及び、そうした文書が共有の知識となり、由緒書の作成に利用されている点は注目される。

おわりに

『常総遺文』の編纂は三中の知人や弟子である宮本水雲・長島尉信・清宮秀堅・大久保真菅・五頭玄仲などの収集活動により支えられていた。特に下総国関係史料に關しては、清宮秀堅の協力が大きく、秀堅編纂の『下総旧事』『下総古文書類』と共通する文書が多く収録されている。また、長島尉信や宮本水雲の編纂文書集とも共

通の文書も見られ、彼らが相互に文書を融通していたことが知られる。

『常総遺文』には検地帳や年貢割付状・年貢皆済目録などが多く収録され、三中の田制史研究の史料となった。この種の文書は『続常陸遺文』などにも収録され、三中は考察の結果を朱の注記で書き加えている。中山信名から受け継いだ文書集や長島尉信から筆写した文書集の中にも田制史に関する文書が多く含まれていて、こうした史料を用いて、三中は田制史研究を行い、それは最終的には『田令図解抄』として結実した。

『常総遺文』収録の文書は田制史研究に関する史料とといった基準により選別されて筆写されたものだが、筆写者による選別以前に、所蔵者による選別や史料収集活動により、所蔵史料自体に偏りが存在していた。戦国大名の旧臣の場合は旧主に関する史料を収集していたが、それは家や先祖の由緒を補強するものでもあった。そうした活動による史料の集積の結果が『常総遺文』への収録という形で反映したのである。史料内容は中世文書・系図、近世における旧主との交流を示す文書、近世作成の家臣団交名など多岐に及ぶ。一方、由緒書には家の由緒を主眼としたもの、村や地域の由緒を記したものがあ

が、その作成のために史料収集活動が行われていた点は同じである。

由緒は実利的には諸役免除闘争の際に威力を発揮し、由緒を支える証拠文書が提出されることもあった。また、家康判物のような偽文書も作成されたが、それが由緒に取り込まれると歴史的事実となり、由緒をより権威付ける役割を果たすようになった。そして、由緒書が広まるといくと、偽文書に基づく由緒までが地域において共有されていくのである。

その一方で、自家所有文書や由緒書を他の史料で検証しようとする動きも存在した。前述したように、伊能七郎右衛門家文書には自家所有文書に考証を加えた注記があるが、『藩翰譜』『香取誌』が引用されていて、実証的な姿勢が読み取れる。名主などを勤める村落上層クラスの家には文書のみでなく蔵書も集積され、学問的な環境が用意されていた。こうした人々は各地に存在し、相互に交流を行っていたが、こうした交流が三中・秀堅・水雲などの史料収集を可能にしたのである。これに対して、三中などの史料収集が史料自体に付加価値や権威を与えたことも考えられ、彼らの活動が地域に与えた影響についても今後は検討を加える必要があると思われる。